

## 要望などの記録にご協力ください

あま市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例が令和5年6月1日より施行され、市民の皆さまから寄せられた市政に関する要望や提言、意見、苦情、依頼などに適切に対応するため、原則、その内容を記録させていただくことになります。

職員が記録する際、正確に記録に残すために、録音させていただく場合がありますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

問合先 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351

## あま市都市緑化推進事業補助金制度について

市内の私有地の建物または敷地の緑化を進めるため、愛知県が行う「あいち森と緑づくり事業」に基づき皆さまが行う緑化工事等の経費の一部に対し、補助金を交付します。

### 補助対象

- ・屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化の工事費用のうち植栽、植栽基盤、かん水施設、園路整備にかかる費用
- ・生垣設置にかかる費用

### 主な補助要件

- ・緑化面積が50平方メートル以上の緑化工事
  - ・生垣設置は、延長15メートル以上の緑化工事
  - ・あいち森と緑づくり税を活用した事業を示す看板を設置すること
  - ・補助対象の緑化施設を適正に維持管理すること
- ※その他補助金交付要綱に詳細に定めがあります。

### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、下記のとおり算出

- ・屋上緑化、壁面緑化 緑化面積(平方メートル)×30,000円
- ・空地緑化 緑化面積(平方メートル)×15,000円
- ・駐車場緑化 緑化面積(平方メートル)×20,000円
- ・生垣設置 生垣の延長(メートル)×5,000円

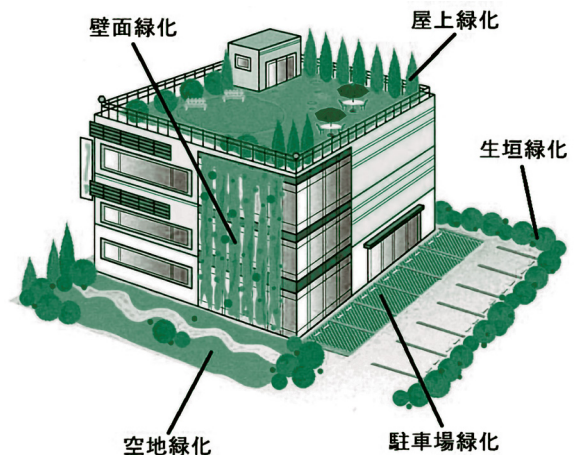
(上限額500万円、交付額10万円未満(生垣設置は3万円未満)は交付なし) 予算の範囲内での交付です。

※必ず工事前に申請してください

市公式ウェブサイトもご覧ください。

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/shisei/machi/toshi/1002499.html>

問合先 都市計画課 ☎441・7112 FAX441・8387



## 虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎485・5980(障がい福祉課)

高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX番号 441・8330(共通) ※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp